特定大規模乗合損害保険代理店の要件と該当有無の判断基準

特定大規模乗合損害保険代理店の該当有無は以下のとおり判断する。

要件を定めた条文（保険業法施行規則第227条の16、第236条の２）については、3ページを参照。

（ア）保険業法施行規則第227条の16第１項および第2項による該当有無

<table>
<tr><th rowspan="2">個人／法人</th><th colspan="2">損害保険</th><th>生命保険</th><th rowspan="2">生損合計の手数料等の額（注1）</th><th rowspan="2">該当有無</th></tr>
<tr><th>所属保険会社数</th><th>手数料等の額（注1）</th><th>所属保険会社数</th></tr>
<tr><td>個人</td><td>ー</td><td>−</td><td>−</td><td>−</td><td rowspan="5">非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="7">法人</td><td>1社</td><td>−</td><td>−</td><td>−</td></tr>
<tr><td rowspan="5">2社以上</td><td>10億円未満</td><td>−</td><td>−</td></tr>
<tr><td rowspan="3">10億円以上20億円未満</td><td>1社</td><td>−</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2社以上</td><td>20億円未満</td></tr>
<tr><td>20億円以上</td><td rowspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>20億円以上</td><td>−</td><td>−</td></tr>
</table>

（注1）手数料等の額とは、当該事業年度の直前の事業年度において所属保険会社から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価をいう。

（イ）保険業法施行規則第227条の16第3項による該当有無

（ア）の要件に該していた代理店が、翌事業年度以降に要件を満たさなくなった場合、該当しなくなったときから翌２事業年度までの間、次の要件に該当する場合は、特定大規模乗合損害保険代理店に該当するものとみなされる。

<table>
<tr><th colspan="2">翌事業年度</th><th colspan="2">翌々事業年度</th></tr>
<tr><th>損害保険の手数料等の額（注2）</th><th>該当有無</th><th>損害保険の手数料等の額（注2）</th><th>該当有無</th></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円未満</td><td rowspan="2">非該当</td><td>10億円未満</td><td rowspan="3">非該当</td></tr>
<tr><td>10億円以上20億円未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円以上20億円未満</td><td rowspan="2">該当
（注3）（注4）</td><td>10億円未満</td></tr>
<tr><td>10億円以上20億円未満</td><td>該当
（注3）（注4）</td></tr>
</table>

（注2）手数料等の額とは、当該事業年度の直前の事業年度において所属保険会社から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価をいう。

（注3）当該事業年度において所属損害保険会社が1社となった場合は、非該当となる。

（注4）当該事業年度から前年度および前々年度を確認していく場合、下表のとおりとなる。

<table>
<tr><th>当該事業年度の手数料等の額</th><th>前事業年度の手数料等の額</th><th>前々事業年度の手数料等の額</th><th>該当有無</th></tr>
<tr><td rowspan="5">10億円以上20億円未満</td><td>10億円未満</td><td>－</td><td rowspan="3">非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="3">10億円以上20億円未満</td><td>10億円未満</td></tr>
<tr><td>10億円以上20億円未満</td></tr>
<tr><td>20億円以上
（（ア）の要件に「該当」）</td><td rowspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>20億円以上
（（ア）の要件に「該当」）</td><td>－</td></tr>
</table>

保険業法施行規則（抜粋）

第二百二十七条の十六（特定大規模乗合損害保険代理店の要件）

法第二百九十四条の四に規定する内閣府令で定める額は、二十億円（第三項の規定が適用される場合にあっては、十億円）とする。

２　法第二百九十四条の四に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該損害保険代理店が生命保険募集人でない場合にあっては、当該事業年度の直前の事業年度（次号及び次項において「判定事業年度」という。）における二以上の所属損害保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価（同号において「手数料等」という。）の額が前項に規定する額以上であること。

二　当該損害保険代理店が生命保険募集人である場合にあっては、判定事業年度における二以上の所属損害保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額が十億円以上であり、かつ、次のイ及びロに掲げる額の総額が前項に規定する額以上であること。

イ　当該手数料等の額

ロ　判定事業年度における二以上の所属生命保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額

３　当該事業年度（以下この項において「対象事業年度」という。）に係る判定事業年度において前項各号のいずれかに該当する損害保険代理店は、対象事業年度の翌事業年度及び翌々事業年度に係る各判定事業年度において同項各号のいずれにも該当しない場合であっても、第二百三十六条の二第二号ロに該当するとき（当該翌々事業年度に係る判定事業年度にあっては、当該翌事業年度に係る判定事業年度において同号ロに該当したときに限る。）は、当該各判定事業年度において同項各号のいずれかに該当するものとみなす。

第二百三十六条の二（規模が大きい特定保険募集人）

法第三百三条に規定する内閣府令で定めるものは、毎事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次のイ又はロに該当するもの

イ　所属生命保険会社等の数が十五以上であるもの

ロ　当該事業年度において二以上の所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

二　次のイ又はロに該当するもの

イ　所属生命保険会社等の数が十五以上であるもの

ロ　当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

三　次のイ又はロに該当するもの

イ　所属生命保険会社等の数が十五以上であるもの

ロ　当該事業年度において二以上の所属少額短期保険業者等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの